

Cisco Webex with KDDI に関する規約

(本規約の適用)

第1条 KDDI 株式会社（以下『当社』といいます。）はこの「Cisco Webex with KDDI」に関する規約（以下『本規約』といいます。）を定め、本規約により本サービス（第3条に定義します。）を提供します。

(本規約の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページにおいて周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語は次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	当社が、シスコシステムズ合同会社（以下『シスコ社』といいます。）から、シスコ社が「Webex Meetings」の名称で提供するサービスの使用許諾権を卸受けた上で当社が提供するサービス等の総称
Webex	シスコ社が Webex の名称で提供するサービスおよびそこに含まれる会議・チャット・通話・API 等の関連機能の総称
ライセンス	当社が本規約に基づき付与するライセンス
本契約	本規約に基づき当社と本申込者との間で成立する本サービスの利用等に関する契約
本契約者	当社と本契約を締結している法人
ユーザコード	英字及び数字の組み合わせであって、当社が本契約に基づいてその本契約者に割り当てるもの
管理者	本契約者のためにエンドユーザー向けサービスを管理する、本契約者が指定した技術担当者
本申込者	本規約に基づき本サービスの利用申し込みを行った法人
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
Webex サービス利用規約	別に定めるシスコ社の定める規約文書
Webex サービス利用契約	Webex サービス利用規約に基づき、本契約者とシスコ社との間で成立する、Webex の利用に関する契約
本規約等	本規約、ならびに本サービスに関し本契約者に提示される重要事項説明書、付加サービス利用規約および Webex サービス利用規約の総称

料金月	1 の暦月の起算日（当社が本契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします）から次の暦月の起算日の前日までの間
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（本契約の単位）

第3条の2 当社は、1 のユーザコードごとに 1 の本契約を締結します。

（本申し込み）

第 4 条 本サービスの利用申し込み（以下『本申し込み』といいます）は、当社が別に定めるところにより行っていただきます。

2 本申込者は、本申し込みをするときは、本規約のほか、Webex サービス利用規約に同意のうえ、当社所定の方法により本サービス取扱所へ申し込みをするものとします。

（本申し込みの承諾）

第 5 条 当社は、本申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。当社が本申し込みを承諾した時点にて、当社と本申込者との間にて本契約が成立するものとします。

2 当社は、前項の規定に関わらず、次の場合には、その本申し込みを承諾しないことがあります。

(1) 本申込者が、本サービスに関わる料金その他の当社に対する債務の支払いを現にもしくは過去に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(2) 本申込者が、本規約等の定めに基づき本サービスの全部または一部の利用を停止されたことがあるとき、または当社から本サービスに付加されて提供されるサービス（以下『付加サービス』といいます）の利用に関わる契約を解除されたことがあるとき。

(3) 本申込者がその本申し込みに当たり虚偽の申告をしたとき。

(4) 保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

(5) 本申込者が本規約等に違反し、または違反するおそれがあるとき。

(6) シスコ社による承諾が得られないとき。

(7) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます）でないとき。

(8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（本契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第 6 条 本契約者が本契約に基づき有する権利は、譲渡することができません。

(有効期間)

第7条 本契約の有効期間は、当社が第5条に基づき本申し込みを承諾した日から、1年間が経過することとなる日(以下『満了日』といいます)までとします。満了日の45日前までに本契約者から更新を行わない旨の書面による意思表示があった場合を除き、満了日の翌日(以下『更新日』といいます)から1年間、同一の条件にて更新されるものとし、以降も同様とします。

第8条 削除

第9条 削除

(本サービスの販売ができなくなった場合の措置)

第10条 当社は、シスコ社から指定された場合その他当社がやむを得ないと認める事情が発生した場合、本サービスに係る販売条件を変更し、または本契約の解除を行います。

2 当社は、本契約者の責めに帰すべき理由により本サービスの販売ができなくなったときは、本契約の解除を行います。かかる解除がなされた場合でも、当社から本契約者に対し、第27条に基づく損害賠償の請求を行うことを妨げないものとします。

3 当社は、前2項の規定により、本サービスについて、その販売条件の変更またはその本契約の解除をするときは、あらかじめ、そのことをその本契約者にお知らせします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、事後速やかにお知らせします。

4 当社は、本契約が解除されたときは、付加サービスの提供も終了したのものとして取り扱います。

(本契約者等の氏名等の変更)

第10条の2 本契約者は、本契約者等の氏名・名称・住所もしくは居所・メールアドレスまたは請求書の送付先等に変更があったときは、そのことを速やかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 本契約者は、本契約者が第1項に定める届出を怠り、または事実と異なる届出を行ったことにより、本契約者が不測の不利益を被ったとしても、当社はその責任を一切負いません。また、本契約者が第1項に定める届出を怠りまたは事実と異なる届出を行ったことにより当社が本契約者等に宛てて送付した書面または電子メールによる通知が到達せずまたは延着となった場合においても、通常その到達すべき時にその本契約者等に到達したのものとして取り扱うことに同意していただきます。

(本契約者の地位の承継)

第10条の3 相続又は法人の合併若しくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合において、地位を承継したものが2人以上あるときは、そのうちの1人を当社

に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

- 3 当社は、第2項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継したもののうちの1人を代表者として取り扱います。

(本契約者が行うライセンスの数の削減)

第10条の4 本契約者は、満了日の45日前までに当社所定の書面による通知を行った場合に限り、当該満了日をもってライセンスの数の削減を行うことができます。

(本契約者が行う本契約の契約内容の変更)

第11条 本契約者は、第10条の2、第10条の3、及び第10条の4のほか、本契約の契約内容の変更を行うときは、当社所定の方法により契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。この場合、当社がかかる変更承諾した時点をもって、本契約の変更の効力が発生することとします。

第12条 削除

第13条 削除

(本契約者が行う本契約の解除)

第14条 本契約者は、本契約を解除しようとするときは、満了日の45日前までに、当社所定の方法により契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。

(本サービスの利用中止)

第15条 当社は、次の場合には、本契約者に対する本サービスの利用の一部を中止することがあります。

- (1) 当社またはシスコ社が本サービスの保守を行うためやむを得ないとき。
 - (2) (1)の場合のほか、当社がシスコ社からの指示により、本サービスの利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを本契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合およびシスコ社の判断で中止を行う場合は、この限りではありません。

(本サービスの利用制限)

第15条の2 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合、通信が著しく輻輳した場合、そのほか当社が必要と認めた場合には、本サービスの利用を制限する措置を執ることがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を制限するときは、あらかじめ、そのことを本契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(本サービスの利用停止)

第 15 条の 3 当社は、本契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 カ月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第 17 条第 1 項に定める料金等について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 本契約者が本サービスまたは付加サービスの利用において、第 27 条（利用に係る本契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (2) の 2 本契約者が別記 1 本契約者の禁止行為の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (3) 本契約者が当社と契約を締結しているほかのサービスまたは締結していたほかのサービスに係る料金支払債務等その他当社との契約により本契約者が当社に対して負う債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (4) 前各号のほか、本規約の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止の開始日および利用停止期間を本契約者に通知します。ただし、前項第 2 号の規定により本サービスの利用停止をする場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

（当社が行う本契約の解除）

第 16 条 当社は、本契約者について、破産法、民事再生法もしくは会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、または別記に定める禁止行為が行われたことを知ったときは、直ちに本契約を解除することがあります。

- 2 当社は、第 15 条の 3（本サービスの利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された本契約者がなおその停止事由を解消しない場合は、本契約を解除することがあります。
- 3 当社は、本契約者が第 5 条第 2 項各号の規定のいずれかに該当する場合は、前項の規定に関わらず、本サービスの利用停止を経ずに直ちに本契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前各 2 項の規定により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（料金等）

第 17 条 『料金等』とは、料金表第 1（基本料）に定める基本料（以下『基本料』といいます）、料金表第 2（付加サービス利用料）に定める付加サービス利用料（以下『付加サービス利用料』といいます）および料金表第 3（解除料）に定める解除料（以下『解除料』といいます）から成る本サービスの利用料金をいいます。なお、基本料については料金表通則第 5 項に基づき日割計算を行うことがあります。

2 削除

（定額利用料の支払義務）

第 18 条 本契約者は、当社に対し、料金表通則に定めるところに従い、料金等を支払うものとします。

2 前項の期間において、利用停止または利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときは、本契約者は、その期間中の定額利用料（料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加サービス利用料）に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

（契約解除料の支払義務）

第19条 有効期間が満了するまでの間に本契約の解除または付加サービスの解除のあったときは、当社が定める期日までに、料金表第3（解除料）に規定する料金の支払いを要します。

（料金等の計算方法等）

第20条 料金等の計算方法ならびに料金等の支払方法は、本規約に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第21条 本契約者は、料金等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別途指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第22条 本契約者は、料金等（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第23条 削除

（責任の制限）

第24条 当社は、本サービスが利用可能であるべき場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスが全く利用できない状態となったときは、当該本契約者の損害を賠償します。

（免責）

第25条 当社は、本規約等の変更により、本契約者の有する設備等の改造または変更等を要することとなった場合であっても、その改造または変更等に要する費用については負担しません。

(承諾の限界)

第 26 条 当社は、本契約者から本規約等の規定に基づく請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした本契約者にお知らせします。ただし、この規約等において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る本契約者の義務)

第 27 条 本契約者は、次のことを遵守いただきます。

- (1) 本契約者は、ライセンスまたはパスワード（ライセンスの認証に用いる英字、数字およびその他の当社が指定する文字により構成された文字列をいいます）について、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、速やかに契約事務を行う本サービス取扱所にその旨を届け出ることとします。
- (2) 本契約者は、本サービスの全部又は一部を本契約者以外の者に使用させる場合は、その本サービスを使用する者に対し、本規約等に基づき自己が負う義務と同等の義務を課していただきます。
- (3) 違法に、または公序良俗に反する態様で、本サービスを利用しないこととします。
- 2 当社は、本契約者の行為が別記に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第 2 号の義務に違反したものとみなします。
- 3 本契約者は、前各項の規定に違反して当社、シスコ社その他の第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
- 4 本契約者は、前二項の規定に違反して当社またはシスコ社の設備等を滅失し、または毀損したときは、当社が別途指定する期日までに、その補充、修繕等に必要の費用の全額をお支払いいただきます。

(本契約者等の氏名等の通知)

第 28 条 当社は、シスコ社から要請があったときは、本契約者またはその管理者その他の者（以下合わせて『本契約者等』とといいます）の氏名・名称・住所・電話番号・電子メールアドレスその他の連絡先等ならびに Webex に関する問い合わせ内容および本契約者の料金等の支払状況をシスコ社に通知することがあります。

(シスコ社からの通知)

第 29 条 本契約者は、当社が、料金等の請求に当たり必要があるときは、シスコ社から本契約者等の氏名・名称・住所・電話番号・メールアドレスその他の連絡先等の必要な情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(本契約者等に関わる情報の利用)

第 30 条 当社は、本契約者等に関わる氏名もしくは名称・電話番号・住所もしくは居所・メールアドレスまたは請求書の送付先等の情報（以下本条において『顧客情報』といいます）を、本契約の締結および履行、料金等の請求その他本サービスの販売、提供に関わる業

務の遂行上必要な範囲および当社のプライバシーポリシーに定める利用目的の範囲で利用します。なお、当社は当該業務の遂行上必要な範囲にて、顧客情報の取り扱いを第三者に委託することがあります。

(法令に規定する事項)

第 32 条 本サービスの提供または利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(紛争解決)

第 33 条 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 34 条 削除

別記

1 本契約者の禁止行為

本契約者は、本規約に定める禁止行為のほか、以下各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスに関する当社またはシスコ社の設備に妨害を与える行為、その他本サービスまたは本サービス運営に支障を与える行為またはそのおそれのある行為
- (2) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (3) 自己以外の者の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、もしくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻もしくは児童ポルノまたは児童虐待等、児童または青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載または掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為
- (10) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) 本人の同意を得ずに広告、宣伝または勧誘の文書等を送信し、記載し、または掲載する行為
- (13) 他人が嫌悪感を抱き、またはそのおそれのある文書等を送信し、記載し、または掲載する行為
- (14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
- (15) その他法令または本規約等に違反する行為
- (16) (1) から (15) までのいずれかに該当する行為を助長する行為

料金表

通則

(料金等の計算方法)

- 1 当社は、料金等は、料金月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、料金等については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 4 当社は、料金等その他の計算については、税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします）により行います。

(月額料金の日割)

- 5 当社は、次の場合には、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 料金月の初日以外の日の本サービスの提供の開始（付加サービスについては、その提供の開始）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に契約の廃止または付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日以外の日で月額料金の額が増加または減少したとき（この場合において、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します）。
 - (4) 起算日の変更があったとき。

(端数処理)

- 6 当社は、料金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い)

- 7 本契約者は、料金等について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等においてお支払いいただきます。
- 8 料金等は、支払期日の到来する順序に従ってお支払いいただきます。
- 9 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

- 10 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金等の一括後払い)

11 当社は、前項の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、本契約者の承諾を得て、2カ月分以上の料金等を、当社が別に指定する期日までに、まとめて請求することがあります。

(消費税相当額の加算)

12 料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税込額に基づき計算した額とします。

(料金等の臨時減免)

13 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあり、これにより本サービスの提供に支障が生じると判断したときは、本規約の規定に関わらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。この場合、当社は、本サービス取扱所における掲示または当社ウェブサイト上で掲載する等の方法により、その旨を周知します。

(料金等の請求)

14 本サービスに係る料金その他の債務に係る当社からの請求は、この規約、当社が別に定める「ご請求に関するお手続き (<https://biz.kddi.com/support/payment/>)」、当社の「『請求統合』に係る取扱規約」、「WEB de 請求書ご利用規約」または「『KDDIまとめて請求』に係る取扱い規約」その他当社が別に定めるところにより行われるものとします。

第1 基本料

1 適用

基本料については、第18条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
基本料の適用	本契約者が支払いを要する基本料の額は、その料金月の末日において付与されているライセンスの数に、2（料金額）に定める料金額（本申し込みまたは第11条に基づく本契約の内容変更の際に本契約者が選択した区分に応じたもの）を乗じて得た額とします。

2 料金額

1のライセンスごとに月額

区分	料金額（税込額）
Webex Meetings ライセンス（FLEX3.0）	2,970 円
Webex Events（3000）ライセンス	103,400 円
備考	
1 Webex Meetingsライセンス（FLEX3.0）およびWebex Events（3000）ライセンスを同時に申し込みいただく場合には、それぞれのライセンスを別契約でお申し込みいただく必要があります。	
2 Webex Meetingsライセンス（FLEX3.0）およびWebex Events（3000）ライセンスは、いずれも年間契約となります。	

第2 付加サービス利用料

1 適用

付加サービス利用料の適用については、第18条（定額利用料の支払義務）に定めるとおりとします。

2 料金額

1のライセンスごとに月額

区分	料金額（税込額）
Webex デバイスライセンス	個別見積もり
会議音声（コールバック）機能	5,280 円
Webex Events	62,920 円
Webex Training	73,150 円
Webex Messaging ストレージ追加オプション	14,740 円
リアルタイム翻訳・文字起こし	4,290 円
着信課金接続（従量課金）	従量課金
着信課金接続（定額 + 従量課金）	19,393 円 + 従量課金
備考	
1 会議音声（コールバック）機能は本契約者（Webex Meetingsライセンス（FLEX3.0））に	

係る者に限り)に限り提供します。この場合において、その本契約に係るすべてのライセンスについて、当該付加サービスの利用料がかかります。

- 2 Webex Events、Webex Training、Webex Messagingストレージ追加オプション、着信課金接続(従量課金)および着信課金接続(定額 + 従量課金)は本契約者(Webex Meetingsライセンス(FLEX3.0)に係る者に限り)に限り提供します。
- 3 リアルタイム翻訳・文字起こしは本契約者(Webex Meetingsライセンス(FLEX3.0)またはWebex Events(3000)ライセンスに係る者に限り)に限り提供します。
- 4 Webex Messagingストレージ追加オプションに関しては1TB単位の購入となります。
- 5 着信課金接続(従量課金)において、各国ごとの1分あたりの料金表は別表1 着信課金接続(従量課金) 料金表 に定めるところによります。なお、別表1 着信課金接続(従量課金) 料金表 に基づく利用月の合計金額をもとに、利用月第1営業日の為替レート(TTS)から日本円に換算し、小数第1位を切り上げた金額が利用料となります。
- 6 着信課金接続(定額 + 従量課金)において、各国ごとの1分あたりの料金表は別表2 着信課金接続(定額 + 従量課金) 料金表 に定めるところによります。なお、別表2 着信課金接続(定額 + 従量課金) 料金表 に基づく利用月の合計金額が一定金額(135.62ドル分)を超過しない場合、定額(19,393円)が利用料となります。別表2 着信課金接続(定額 + 従量課金) 料金表 に基づく利用月の合計金額が一定金額(135.62ドル分)を超過した場合、超過分の金額を利用月第1営業日の為替レート(TTS)から日本円に換算し、小数第1位を切り上げた金額を定額に加算した金額が利用料となります。
- 7 付加サービスはいずれも年間契約となります。

第3 解除料

1 適用

解除料については、第19条(契約解除料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

2 料金額

区分	料金額
解除料	本契約者は、有効期間内に本契約または付加サービスの解除があった場合は、第18条(定額利用料の支払義務)および通則1から5の定めに関わらず、定額利用料に残余の期間に対応する月数を乗じた(月途中のご利用分は日割り)額を、当社が定める期日までに、一括してお支払いいただきます。

別表1 着信課金接続（従量課金） 料金表

日本	0.4551	ケニア	1.1732
イギリス	0.1669	ラトビア	0.7585
アメリカ	0.0839	リトアニア	0.8354
アンギラ	2.8448	ルクセンブルク	0.4754
アンティグア（バーブーダ含む）	2.8448	マケドニア	2.3685
アルゼンチン	0.6118	マレーシア	0.3954
オーストラリア	0.1424	マルタ	0.4542
オーストリア	0.7788	マヨット島	0.801
バハマ	0.7222	メキシコ	0.1527
バーレーン	0.4288	モルドバ	2.6748
バングラデシュ	1.2329	モナコ	0.5827
バルバドス	2.8448	モントセラト	2.8448
ベラルーシ	3.8085	モロッコ	2.5657
ベルギー	0.7191	オランダ	0.984
ベリーズ	2.864	ニュージーランド	0.4977
バミューダ	0.798	ニカラグア	3.7459
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2.1531	ノルウェー	0.1537
ボツワナ	4.379	オマーン	3.4283
ブラジル	0.4764	パキスタン	0.7311
イギリス領バージン諸島	2.5921	パナマ	0.4027
ブルネイ	2.7376	パラグアイ	1.9609
ブルガリア	1.1366	ペルー	1.6172
カンボジア	3.6509	フィリピン	0.8243
カナダ	0.0529	ポーランド	0.2195
ケイマン諸島	2.4787	ポルトガル	0.6787
チリ	0.6614	プエルトリコ	0.1517
中国	1.062	カタール	2.69
コロンビア	0.4532	ルーマニア	0.6564
コスタリカ	2.1642	ロシア	0.354
クロアチア	1.158	サウジアラビア	2.0035
キプロス	0.3813	セルビア	3.6295
チェコ共和国	0.3227	シンガポール	0.1648
デンマーク	0.2165	スロバキア	0.6332

ドミニカ	2. 8448	スロベニア	0. 8707
ドミニカ共和国	0. 6928	南アフリカ	0. 4936
エクアドル	2. 3321	韓国	0. 4844
エジプト	2. 3342	スペイン	0. 5957
エストニア	0. 3944	スリランカ	3. 4848
フィンランド	0. 5896	セントクリストファー・ネイビス	2. 8448
フランス	0. 2832	セントルシア	2. 8448
ドイツ	0. 3379	スウェーデン	0. 1709
ギリシャ	0. 3813	スイス	0. 352
グレナダ	2. 8448	台湾	0. 4977
ホンジュラス	2. 0166	タイ	0. 3127
香港	0. 1062	トリニダード・トバゴ	0. 531
ハンガリー	0. 1346	トルコ	0. 8354
アイスランド	0. 8354	タークス・カイコス諸島	2. 6628
インド	0. 4618	ウガンダ	1. 8254
インドネシア	1. 5665	ウクライナ	0. 7242
アイルランド	0. 9992	アラブ首長国連邦	1. 1811
イスラエル	0. 2398	ウルグアイ	0. 5583
イタリア	0. 36	ベネズエラ	1. 4018
ジャマイカ	2. 2542	ベトナム	2. 9976
ヨルダン	1. 4705		

別表2 着信課金接続（定額 + 従量課金） 料金表

日本	0.3642	ケニア	0.9385
イギリス	0.1336	ラトビア	0.6068
アメリカ	0.0672	リトアニア	0.6683
アンギラ	2.2758	ルクセンブルク	0.3803
アンティグア（バーブーダ 含む）	2.2758	マケドニア	1.8947
アルゼンチン	0.4895	マレーシア	0.3164
オーストラリア	0.1139	マルタ	0.3633
オーストリア	0.6231	マヨット島	0.6407
バハマ	0.5777	メキシコ	0.1209
バーレーン	0.3431	モルドバ	2.1399
バングラデシュ	0.9864	モナコ	0.4661
バルバドス	2.2758	モントセラト	2.2758
ベラルーシ	3.0468	モロッコ	2.0525
ベルギー	0.5753	オランダ	0.7872
ベリーズ	2.2913	ニュージーランド	0.3981
バミューダ	0.6384	ニカラグア	2.9968
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.7225	ノルウェー	0.1231
ボツワナ	3.5032	オマーン	2.7427
ブラジル	0.3811	パキスタン	0.585
イギリス領バージン諸島	2.0736	パナマ	0.322
ブルネイ	2.19	パラグアイ	1.5687
ブルガリア	0.9094	ペルー	1.2936
カンボジア	2.9206	フィリピン	0.6594
カナダ	0.0424	ポーランド	0.1755
ケイマン諸島	1.9829	ポルトガル	0.5429
チリ	0.5291	プエルトリコ	0.1214
中国	0.8495	カタール	2.1521
コロンビア	0.3625	ルーマニア	0.525
コスタリカ	1.7313	ロシア	0.2832
クロアチア	0.9264	サウジアラビア	1.6027
キプロス	0.305	セルビア	2.9036
チェコ共和国	0.2581	シンガポール	0.1318
デンマーク	0.1732	スロバキア	0.5065

ドミニカ	2.2758	スロベニア	0.6966
ドミニカ共和国	0.5543	南アフリカ	0.3948
エクアドル	1.8657	韓国	0.3876
エジプト	1.8672	スペイン	0.4766
エストニア	0.3155	スリランカ	2.788
フィンランド	0.4717	セントクリストファー・ネイビス	2.2758
フランス	0.2265	セントルシア	2.2758
ドイツ	0.2702	スウェーデン	0.1368
ギリシャ	0.305	スイス	0.2816
グレナダ	2.2758	台湾	0.3981
ホンジュラス	1.6132	タイ	0.25
香港	0.085	トリニダード・トバゴ	0.4248
ハンガリー	0.1076	トルコ	0.6683
アイスランド	0.6683	タークス・カイコス諸島	2.1302
インド	0.3696	ウガンダ	1.4603
インドネシア	1.2532	ウクライナ	0.5794
アイルランド	0.7994	アラブ首長国連邦	0.945
イスラエル	0.1918	ウルグアイ	0.4468
イタリア	0.288	ベネズエラ	1.1214
ジャマイカ	1.8033	ベトナム	2.398
ヨルダン	1.1764		

附 則

(実施期日)

本規約は、平成 29 年 7 月 3 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 12 月 26 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 11 月 17 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 10 月 3 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 6 年 2 月 13 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 6 年 9 月 2 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 6 年 9 月 30 日から実施します。

以上

KDDI 株式会社